

母子家庭の就労を支援……………	1～3面
公共施設にAED設置……………	4面
介護保険制度改正……………	6～7面
15万人のひろば……………	8～9面
おしらせ・8月の相談日……………	12～13面
8月の休日当番医……………	16面

■発行：千葉県野田市役所（〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1・☎047125-1111代表）  
ホームページ＝<http://www.city.noda.chiba.jp>

8月1日から

# 求人情報の提供などで 母子家庭の就労を支援

～個々の状況に応じた継続的な就業相談も～

市では、「ひとり親家庭支援総合対策プラン」に基づき、さまざまな事業を実施して、ひとり親家庭の自立を支援しています。4月には長期の修学が必要な資格取得に経済的支援を行う「母子家庭高等技能訓練促進費」を創設しましたが、さらに8月からは、児童家庭課窓口で求人情報を提供するとともに、個々の状況に応じた継続的な就業相談を行います。

ることになりました。

市では、これまでも母子家庭が自立していくうえで、就業はきわめて重要であると考え、母子自立支援員による就業相談を行い、職業能力の開発や向上の支援制度や、保育サービスの提供など、母子家庭の自立を支援してきました。

に行えます。

生活状況や希望に応じて  
きめ細かな情報を提供



市では、厳しい生活環境に置かれている母子家庭などひとり親家庭を支援するために、平成14年11月に「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定し、母子家庭のほか市独自の父子家庭等への支援手当の創設や、母子家庭の就労支援のための「自立支援教育訓練給付金」、居住対策として民間住宅への入居を支援する「ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業」などに取り組んできました。

## 厳しい雇用環境の中 母子家庭の自立を支援

しかし、母子家庭の母の雇用環境が依然として厳しい中で、児童扶養手当が、平成20年から一定期間経過後は減額されることになり、さらに母子家庭に自立が求められ

効果的に支援するため、児童家庭課に、市の無料職業紹介所やハローワークの求人情報を備え付け、窓口での母子自立支援員の就業相談時に、求人情報の提供を行うとともに、相談者の生活状況や職業適性、相談歴などを把握し、個々の状況にあった継続的な相談を行います。

この相談事業により、例えば、「パソコンを使った仕事に就きたいが、必要な資格がない」場合には、職業訓練センターで開催している「ひとり親家庭就業支援講座」の案内、資格取得に経済的支援を行う「母子家庭自立支援教育訓練給付金事業」などを紹介するとともに、「求人情報」により地域における求人状況を求職者にお知らせするなど、個々の相談者の生活状況や希望に応じたきめ細かな就業支援ができます。

また、相談窓口では、求人情報に応募するための「求職票」の作成を、母子自立相談員がお手伝いします。

相談者は、記入済みの「求職票」を無料職業相談所などに提出することができ、求職活動をスムーズ

また、こうした相談内容を記録することで、次のステップへのア

（2面につづく）

また、平成17年8月には、ひとり親家庭と寡婦を対象に意識調査